

令和4年鉢田市農業委員会4月定例総会議事録

日 時	令和4年4月25日(月) 午後2時00分																																																																																	
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																																	
出欠状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>閑根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>				番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	閑根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																													
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																													
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																													
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出																																																																													
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																													
5番	永井 司	出	17番	閑根 薫	出																																																																													
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																													
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																													
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																													
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																													
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																													
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																													
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																													
事務局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 井川局長補佐 鬼澤係長																																																																																	
議長	14番 飯岡政一(会長)																																																																																	
議事録署名人	3番 宇佐見 達夫 4番 菅谷 美尚																																																																																	
書記	海老原局長補佐兼係長																																																																																	
議題	議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について 議案第3号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第5号 現況証明書の交付について 議案第6号 農地改良協議に対する同意について 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について																																																																																	

	<p>議案第 8 号 農地法第3条第2項第5号による別段面積の設定について</p> <p>報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>報告第 3 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について</p> <p>報告第 4 号 農業委員会事務局職員の任免について</p> <p>その 他</p>
事 務 局	(開 会)
	<p>定刻となりましたので、令和4年鉢田市農業委員会4月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>どうも、皆さんこんにちは。ご苦労さまでございます。こここのところ、雨降れば、また次の日天気、天気になったと思ったら、また今晚から崩れて雨のような天気で、非常に農作業には皆さん大変な時期だと思いますけれども、やはりこの時期、なだれ梅雨とかと昔の人は言つたらしいのですけれども、天気だったり、雨だったり、非常にご苦労なさって大変ではございますけれども、非常に頑張っていただいて、今はちょうどサツマイモを植えるのが非常に忙しいような状況で、農家の方は頑張ってやっていると思います。</p> <p>先週は、農地利用最適化推進委員の辞令交付ということで集まっていただけで、35名の方に推進委員になっていただいて、いろいろ県の農業会議所のほうからも来て、お話をいただきながら、研修会を私含め35名の方でやったような、代理も2人出席されましたけれども。そういう中で、やはり農業委員、農業最適化推進委員、これからは力を合わせながら、幾らかでも耕作放棄地を解消するように、やっぱり鉢田市としては農地、農業生産が非常に影響力があるということで、それには限られた農地でございますけれども、現在は、何代か前は畠になっていたのだけれども、自分の家のそこが畠というのが分からぬ方がいらっしゃるので、そういうところがかなり耕作放棄地になって荒れていますから、そういうことで推進委員の方と農業委員の方と力を合わせながら、そういうことを少しでも解消できれば、農業生産高につながるのではないかなと思って</p>

	<p>おりますので、これからはそういう形で力を合わせてやっていきますので、皆様もひとつご協力いただきたいと思います。</p> <p>第1回目の総会でございますので、自己紹介はかねて皆さんにやっていただきましたけれども、今日もひとつ実りのある総会にしたいと思いますので、皆様ご協力、ひとつよろしくお願ひします。ありがとうございます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、鉢田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることとなっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの出席委員は24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉢田市農業委員会4月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりです。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することでご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。会議録署名人に、3番 宇佐見達夫 委員、4番 菅谷美尚 委員の両名を指名いたします。
議長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議長	これより議事に入ります。
議長	今回の総会の案件に関連するため、議案に入る前にその他の案件として「諸申請の受付、議案整理、審議、調査、報告、処理等に関する申し合せ事項」についてを4月7日の研修会時に事務局から

事務局	<p>提案のありました案件を協議いたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>今回議案書の中に資料のほうを事前に入れさせていただきました。申合せ事項の見直しということで、先日の研修会の際に皆さんにご協議していただいた内容を近隣市町村、県内の市町村のほうも確認して、そのほかの資料もつけたものになります。申合せ事項の見直しについてということで、まず改正前の申合せの3の申請書の審査というところですが、そこに農地法第3条、許可後または農地改良後、1年未満の期間内に当たる申請は行かないよう指導すること。これを申合せ事項としてやっておりまして、基本的に住宅、3条許可後、1年たっていない場合は、住宅用の転用とか農業用施設の転用についても一律に認めないと、1年以内は認めないと方針でやってきたところです。</p> <p>それに対しまして、改正後ということで、これは案なので、それをお聞きいただきたいのですけれども、3条許可後、または農地改良後、全く耕作されない状況での転用、所有権移転、賃借等の申請は行かないよう指導すること。原則として1作は耕作すること。ただし、農業者が経営発展のために行う農業用施設、農業用倉庫や作業所等に係る転用については、その緊急性や事情を考慮した上で認めることとする。</p> <p>改正の理由ですが、農業委員会においては、先ほど申し上げましたとおり、3条許可後の農地転用許可の申請については、1年間は農地として活用するよう指導してきたところです。実際に総会において保留となった案件もございます。それに対しまして、近年農業経営規模の拡大に伴い、農業用倉庫などの農業用施設の新設または増設が増えてきており、作物の保管場所の確保等については収穫時期等の兼ね合いから、緊急を有する場合も多いと。そういうったケースにおいては、本来耕作の目的で取得した農地を転用に必要な土地として計画せざるを得ないということも想定されると。そこで、4月7日の研修会において、委員の皆様に検討していただき、近隣の状況の聞き取り調査を実施したところ、別紙1のような結果になったと。</p> <p>別紙1、横になっていて、ちょっと見づらいかもしだれませんが、基本的にはうちと同じようなやり方でやっているところがほとんどです。土浦市に関しては5年間、3条で取得するときに5年間は転用できませんよということで申合せをやっているそうです。水戸に関しては、農業用施設については例外的に認めているというやり方でやっております。ひたちなか市なんかは、制限は特に設けていないと。3条に関しては、3条の申請で耕作すると言っている</p>
-----	---

	<p>ことになりますので、すぐ転用となった場合にはその3条自体がおかしいのではないかという考えに基づいてやっているそうです。それと、聞き取り調査自体はこういった内容になります。期間の幅はあるものの、どの農業委員会でも本市と同様の制限を設けていると。</p> <p>また、別紙2を見ていただくと、別紙2の3ページ目ですか、ページ書いていないですけれども。真ん中のちょっと下に（3）ということで、農地取得後3年以内は、これはどういう通知かといいますと、農地転用の許可事務の適正化及び簡素化ということで、農林水産省の農村振興局長からの通知になります。こちらにおいて、農地取得後3年以内は転用を認めない運用について。これ、昔は3年以内ということでやっていたようなのですが、いまだにそういうことで耕作目的で取得した農地について、一定期間は適正かつ効率的に耕作されるべきとの観点から、農地を取得した後、3年間はその取得した農地についての転用は認めない。指導が慣行的に行われている地域が見受けられるところ、このような農地転用許可基準との関係が明白でなく、従来からの地域の慣行的な取扱いにより農地の転用を認めないといった対応は適切ではないことということでお問い合わせが来ておりますことから、今後各農業委員会とも対応を検討する必要が出てくるのかなというところになります。私どもで聞き取り調査をやったときには、これ3月31日通知なのですが、まだこの内容を分かっていない農業委員会が多くあったということで、今後は対応を検討するようになると思います。</p> <p>こうした状況におきまして、全て一律にある意味法律に基づいていない慣例的な制限期間を設けることは、農業者の経営発展の妨げになることも考えられることから、農業用施設のための転用等に限り、住宅とか、そういった場合は基本的に計画があっての、農業施設もそうですけれども、転用になりますので、農業用施設のための転用等に限り、緊急性などの事情を考慮した上で転用を認めるという方針を新たな申合せ事項として提案したいと思います。</p> <p>こちらについて、今回総会の前にご協議いただければと思います。</p>
議長	<p>それでは、ただいま事務局の説明があったとおりでございます。この申合せ事項に関して、何かあれば質問を受けたいと思います。どうでしょうか。</p> <p>はい。</p>
坪沼美知子委員	<p>2番、坪沼です。今事務局のほうから説明がありましたように、やはりこの前の研修会のときもこここの席で多少論じられてはおりましたけれども、ここで見直しで、改正後という形で事務局のほう</p>

	<p>で提示してくれた形で私はいいのではないかと思います。</p> <p>また、農林水産省のほうからも別紙2のような通達が来ているということを踏まえた上で、なおさらのこと、今までのような慣習ということで、農業用施設に関してまでも縛りを設けるということは適切ではないと思われますので、この改正案のとおりに私は支持いたしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>そのほかどうでしょうか。質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>「諸申請の受付、議案整理、審議、調査、報告、処理等に関する申合せ事項」について、提案のとおりでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。「諸申請の受付、議案整理、審議、調査、報告、処理等に関する申合せ事項」について、提案のとおり決定いたします。</p>
	<p>(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)</p>
議長	<p>続きまして、議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。</p>
議長	<p>番号1番から番号15番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号1番から番号15番までご説明いたします。</p> <p>申請件数につきましては15件、地目、田11筆、畑15筆、計26筆。面積は7万4,956平方メートルでございます。</p>

	<p>契約内容につきましては、売買9件、交換4件、使用貸借1件となっております。</p> <p>いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>番号1番について、地元委員の説明を求めます。</p>
平沼要司委員	<p>8番の平沼です。よろしくお願ひします。</p> <p>譲受人さん、[REDACTED]さんと、譲渡人さんの[REDACTED]さんは友人の間柄でございます。このたび[REDACTED]さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。[REDACTED]さんは、作物、コマツナ、ホウレンソウを中心とした農家であり、経営面積も4ヘクタールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。作物、ハウスのトマトですね、を増産するために申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件において支障はないと考えられます。</p> <p>つきましては、農地第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、番号2番から5番について、地元委員の説明を求めます。</p>
永井俊齋委員	<p>12番、永井俊齋です。申請番号2番についてご説明します。</p> <p>譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは友人の関係にあります。このたび[REDACTED]さんの経営規模拡大のため、売買契約が成立したということでございます。[REDACTED]さんは、会社員として勤務しながら、稲作を中心とした農業を行い、自宅脇に隣接する農地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のことから、譲受人は農業に従事し、取得後も耕作を行い、支障はないと認められます。農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件に問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひします。</p> <p>続きまして、申請番号3番についてご説明します。譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは友人関係であります。このたび</p>

■さんの経営規模拡大のため、売買契約がまとまったということでございます。■さんは、会社員として勤務しながら稻作を中心とした農業を行い、自宅に隣接する農地を取得したいということでございます。

以上のことから、譲受人は農業に従事し、取得後も耕作を行い、支障はないと認められます。よろしくご審議のほどお願ひします。

続きまして、申請番号4番についてご説明します。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは親子の関係でございます。このたび農業経営の安定化を図るため、贈与を受けることになりました。■さんは次男ではありますが、以前から家業である農業を手伝い、稻作を中心とした農業経営を行っています。

以上のことから、譲受人、■さんは、パートで働きながら農業を行い、取得後も耕作を行うものと考えられます。農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題がないと思われます。よろしくご審議のほどお願ひします。

続きまして、申請番号5番についてご説明します。今回の要件は、貸手、■さん、借手、■さん、3年前に営農型太陽光設備で許可を出しているところです。既にもう太陽光も運営されています。

今回更新の手続になります。更新について、貸手、■さんと借手、■さんは親子の関係で、お互いに合意ということで、更新の手続をしたいということで今回上がってきてています。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議長 続きまして、番号6番について、地元委員の説明を求めます。

山口正重委員 16番、山口です。申請番号6番をご説明いたします。

譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、貸借の間柄でございます。このたび■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは、作物、イチゴなどを中心とした農家であり、経営面積も90アールあり、熱心に取り組んでおります。作物、イチゴを増産するため、申請地を所得したいということでございます。

以上のような理由から、譲受人の農作業常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題はないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひします。

以上です。

議 長	<p>続きまして、番号7番から番号9番について、地元委員の説明を求めます。</p>
菅谷美尚委員	<p>4番、菅谷です。7番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは家も近く、友人の間柄です。■さんが、農機具も古くなり、買換えを考えると農業を継続するのが難しいという判断で、友人である■さんに譲ることにしたそうです。■さんは、米作を中心に農家を経営して、規模拡大という点で売買が円満にまとまったそうです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>続きまして、8番についてご説明します。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人とのことです。■さんの農地に隣接した土地で、面積も少なく、■さんが耕作するにも大変なので、■さんに相談したところ、■さんが買ってもいいということになったそうです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいたします。</p>
菅谷幸子委員	<p>続きまして、9番についてご説明いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは親の代からの知人だそうです。■さんは高齢になり、農地を減らそうと思い、知人の■さんに相談したところ、譲ってもらってもいいという話になったそうです。■さんは、サツマイモを作るとのことです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号10番から番号12番について、地元委員の説明を求めます。</p>
菅谷幸子委員	<p>21番、菅谷です。10番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、ご近所の間柄でございます。このたび■さんの規模、経営拡大ということで売買契約が円満にまとまったということです。■さんは、ホウレンソウとサツマイモ、米などを栽培しており、取得後も耕作の事業を行うことが認められ、支障はないと考えられますので、よろしくご審議のほどお願いいいたします。</p> <p>続いて、11番ですが、譲受人、■さんと譲渡人、■さんはご近所の間柄であります。このたび便利性を図るため交換ということで、契約が円満にまとまったということです。よろしくご審議のほどお願いいいたします。</p> <p>続いて、12番ですが、11番の譲受人と譲渡人が反対でございまして、この交換であるため、よろしくご審議のほどお願いいいたします。</p>

議長	続きまして、番号13番について、地元委員の説明を求めます。
小沼正委員	<p>9番、小沼です。では、13番について説明いたします。</p> <p>譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]の間で、このたび[REDACTED]さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということでございます。[REDACTED]さんは、メロン、ミニトマトなどを中心とした農家であり、経営面積も3.7ヘクタールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。メロンを増産するために申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しております。取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	続きまして、番号14番、番号15番について、地元委員の説明を求めます。
小沼藤雄委員	<p>20番の小沼です。譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは親子関係であります。[REDACTED]さんの息子さんである[REDACTED]さんによりますと、おじいさんの代から登記が間違っていたという話で、交換ということで、[REDACTED]さんのところはコマツナ、トマトなどを主力にかなりの面積をやっている農家であります。何ら問題ないと思うので、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、番号1番から番号15番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>どうぞ。</p>
大貫修一委員	<p>19番、大貫修一です。5番の案件について、営農型太陽光発電の下にあるのはナスとかネギとか何を作っている。これは営農型の太陽光の下では何を作っているのですか。</p>
議長	どうぞ。
永井俊齋委員	<p>12番、永井です。営農型で、もともと農地、その下、営農型をやる段階で下にサカキを植えたのです。この後でご説明しますけれども、サカキが結構大きくなって、1メートル二、三十ぐらいになっています。</p>

	以上です。
大貫修一委員	ありがとうございました。
議 長	そのほかに質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号15番について、申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1から番号15番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について)
議 長	続きまして、議案第2号 「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	令和4年4月4日付鉢農振第12号で農業振興地域整備計画の変更認可について、意見を求められています。 土地につきましては、議案書5ページのとおりでございます。申請件数26件、筆数33筆、面積2万5,802.28平方メートル、申請目的につきましては、研修生宿所・農機具格納庫・資材置場、一般住宅ほか記載のとおりでございます。 意見書(案)につきましても、議案書6ページに記載のとおりでございます。 令和4年4月25日。鉢田市農業委員会会長、飯岡政一。

	以上でございます。
議長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第2号 「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」、原案どおり決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。
	(議案第3号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議長	続きまして、議案第3号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号1番、申請地、[REDACTED]、地目、田、面積1,485平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、田、面積1,303平方メートル。計2筆、2,788平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、農機具置場1,260平方メートル。 事由、農業を営んでおりますが、農機具置場がないため申請地に農機具置場を整備したい。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。
	以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。

宇佐見達夫委員

3番、宇佐見です。申請番号1番について報告いたします。現況調査員と地元委員を兼ねていますので、続けて説明させてください。

去る4月15日に、1番、新堀委員、2番、坪沼委員、3番、宇佐見、あと事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側になります。申請地は、県道110号線、飯名交差点より北に800メートル、県道沿いの右側になります。申請は、集団的に存在する農地の地域にあり、第1種農地ですが、農業用施設を整備し、使用するに当たるため、例外的に許可できると判断いたしました。

農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置、環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。

続けて、地元委員の説明をします。申請人、■さんは中国の方であります。日本の永住権を取得しており、4年前より農業を営んでおります。住所は■ということになっていますが、現在は■にあるお姉さん夫婦の2階に暮らしております。同じく永住権を取得して、9年前より農業を営んでいるお姉さん夫婦に手伝ってもらいながら、米、レンコンを中心に栽培しているということでした。今回は、■近辺に水田が1町5反歩ほどあり、■にある中古の農機具を回送していたらしいですが、それが大変だということで、近い申請地にパイプハウスで車庫を建て、置いておきたいということでした。道路沿いで人目もあり、防犯カメラも設置する予定ということです。お姉さん方に農業は楽しいと進められて、意欲的に勵んでいるようです。特に問題ないかと思ひますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長

番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。質疑なしですか。

(質疑なしの声あり)

議長

では、質疑なしと認めます。
これより採決いたします。
番号1番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたしま

	す。
議長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	<p>番号2番、申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積770.45平方メートル。申請人、[REDACTED]、飯塚貴大。転用施設、農業用倉庫、進入路143.80平方メートル。</p> <p>事由、農業経営規模拡大に伴い、現在使用している倉庫が手狭なため、申請地にキュアリング倉庫を建築し、大型トラックが駐車・荷さばきできるスペースを整備したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
新堀隆委員	<p>1番の新堀です。2番について報告いたします。</p> <p>場所は、地図1ページの右側です。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、農業用施設を整備し使用するため、内容的に許可できる。農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置、環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
永井司委員	<p>5番、永井です。この案件は、会長の案件でございますが、代わりに説明いたします。</p> <p>地図1ページの右側になりますて、国道51号線、小野運送の後ろの道路から入ったところ、それで1キロまでは入っていかないと思いますが、そのところの第1種農地でありまして、キュアリング倉庫、それから大型を回送する駐車場などを整備したいということで4条の申請でございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
議長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。

	<p>これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたしました。</p>
<p>(議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)</p>	
議長	<p>続きまして、議案第4号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
議長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事務局	<p>番号1番、権利、使用貸借権。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積320平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畠、475平方メートル。計2筆、795平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、農業用倉庫318.33平方メートル。</p> <p>事由、農業規模拡大に伴い、自宅敷地内の既存倉庫が手狭なため、自宅に隣接する申請地に新たに農業用倉庫を建設したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
坪沼美知子委員	<p>2番、坪沼です。番号1番についてご報告いたします。</p> <p>去る4月15日に1番、新堀委員、3番、宇佐見委員、2番、坪沼と事務局にて現地調査を行いました。申請地につきましては、地図2ページ左側となります。詳細につきましては、地元委員の説明</p>

	<p>をお聞きいただきたいと思います。周囲は、住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分としては第2種農地と判断いたしました。</p> <p>農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置、環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	<p>22番、井川栄です。それでは、1番の申請についてご説明いたします。</p> <p>ただいまの現況調査員さんのご報告のとおりでございます。使用借人、[REDACTED]さんと使用貸人、[REDACTED]さんは義理の親子、娘婿の間柄でございます。このたび[REDACTED]さんの農業用倉庫ということで、使用貸借契約が円満にまとまったということでございます。</p> <p>[REDACTED]さんが規模拡大に伴い、自宅敷地内の既存倉庫が手狭なことから、自宅に隣接する申請地に建築したいとのことですので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番は申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、[REDACTED]、面積411平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、事務所兼居宅79.49平方メートル。

	<p>事由、造園業を営んでおりますが、現在息子夫婦と同居しておりますが、手狭なため、申請地に自己住宅兼事務所を建築したい。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
新堀隆委員	<p>1番の新堀です。2番について報告いたします。</p> <p>場所については、2ページの右側になります。申請地は、宅地と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であります。農地区分は、第2種農地になります。</p> <p>農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置、環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
永井司委員	<p>5番、永井です。2番について説明いたします。これも会長の案件でございますが、代わりに説明させていただきます。</p> <p>地図2ページの右側になります。ここは上沢地区であります、斜め前に常陽銀行の大通支店がありまして、また左隣になりますけれども、那須食堂がありまして、その20メーターまで行かない、10メーターぐらい手前の道路沿いでございまして、このたび事務所兼宅地を建てるということで、■さんの土地を■さんが取得して建てたいということでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
議長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号2番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。

議長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	<p>番号3番、権利、賃貸借権。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積4,755平方メートル。賃借人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。賃貸人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、事務所兼倉庫1棟、470.27平方メートル。</p> <p>事由、建設業を営んでおりますが、現在の事務所が耐震不足のため、隣接する申請地に新たな事務所及び駐車場を整備したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
坪沼美知子委員	<p>2番、坪沼です。番号3番についてご報告いたします。</p> <p>去る4月15日に現地調査を行いました。申請地につきましては、地図3ページ左側となります。詳細につきましては、地元委員の説明をお聞きいただきたいと思います。周囲は、住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分としては第2種農地と判断いたしました。</p> <p>農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置、環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
大貫修一委員	<p>13番、大貫修一です。3番について説明します。</p> <p>まずは、現地調査員の方々、ご苦労さまでした。地図は、3ページの左側です。ちょうどセイミヤ安房店の西側、鉢田二高の野球グラウンドの東側に位置しております。このたび今現在ある[REDACTED]の事業所の事務所が耐震不足のため、補強しても駄目だとのことで、近くに新たな事業所を設けたいとのことでした。[REDACTED]の事業所ということで何ら問題ないと思われますので、よろしくご審議ください。ありがとうございました。</p>
議長	3番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)

議長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可相当と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可相当と認め、茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申を得た上で許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事務局	<p>番号4番、権利、使用貸借権。申請地、[REDACTED] [REDACTED]、地目、畠、面積O. 42平方メートル。使用借人、 [REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、 [REDACTED]。転用施設、営農型太陽光発電設備、O. 42平方メートル。 事由、農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。下部作目、サカキ、許可日から3年間の一時転用となります。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
宇佐見達夫委員	<p>3番、宇佐見です。申請番号4番について報告いたします。 4月15日に現地調査を行いました。申請地は、地図5ページ右側になります。詳しい場所は、地元委員さんのほうにお願いします。周囲は、集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分としては第1種農地と判断しました。 農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置、環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
永井俊齋委員	<p>12番、永井俊齋です。申請番号4番、先ほど3条の申請番号5番で説明したところでございます。4番についてご説明します。場</p>

	<p>所ですが、青柳の南側、旧青柳小学校の南へ500メートルくらい市道を渡ったところです。貸手、[REDACTED]さん、借手、[REDACTED]さん、これは更新の案件になります。現状を確認いたしまして、今までの農地、作物ではサカキを栽培いたしていました、成長的には百二、三十センチになっています。まだ出荷できる状態ではないのですけれども、今年は出荷先も決まっており、収穫できる見込みです。</p> <p>農地の有効活用について問題はなく、太陽光発電のほうもサンライフコーポレーションに管理のほうを委託しているそうです。しっかり運営されているのかなと思います。つきましては、お互いの合意もありまして、3年間の延長をお願いしたいということです。何ら問題はないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号4番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第5号 現況証明書の交付について)
議 長	続きまして、議案第5号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、届出地、[REDACTED]、地目、畠、面積663平方

	<p>メートル。利用状況、駐車場・植木。申請人、■■■■■。変更年月日、平成11年月日不詳、確認年月日、令和4年4月15日。非農地証明となります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
宇佐見達夫委員	<p>3番、宇佐見です。申請番号1について報告いたします。</p> <p>去る4月15日に1番、新堀委員、2番、坪沼委員、3番宇佐見と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図4ページの左側の位置です。詳しい場所は、地元委員さんのほうにお願いします。</p> <p>現地確認したところ、現在植木等が植えられている状況、一部駐車場になっていました。20年前の航空写真で確認したところ、同様の状態となっております。3人の総合意見として、非農地証明書の交付は可と判断いたしましたので、報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
永井司委員	<p>5番、永井です。1番について説明いたします。</p> <p>地図4ページの左側になります。この場所は、台濁沢の国道信号を約1キロ中に入った左側に折れた青山山王地区というところでございまして、もう20年以上前から植木と駐車場として使用しておりましたので、今回地目変更を■さんがしたということでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
議長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を申請どおり現況証明書を交付することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに決定いたします。

議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、届出地、[REDACTED]、地目、畠、面積499平方メートル。利用状況、自己住宅。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。許可年月日、令和3年8月25日、確認年月日、令和4年4月15日。転用事実証明となります。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
坪沼美知子委員	2番、坪沼です。番号2番についてご報告いたします。 去る4月15日に現地確認を行いました。申請地につきましては、地図4ページ右側となります。こちらの申請につきましては、令和3年8月25日に農地転用許可を受けたものでございます。現地確認をしたところ、既に住宅を建築しており、宅地として使用している現状でございました。3人の総合意見として、現況証明書の交付は可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
山口正重委員	16番、山口です。2番の説明をいたします。 場所は、徳宿東野十文字を鉢田のほうに向かって、メロンロードの突き当たりをちょっと行ったところの左側です。基礎もしっかりと回って、犬走りのほうも回っているので、決して問題はないかと思います。よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり現況証明書を交付することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに決定いたします。

(議案第6号 農地改良協議に対する同意について)

- 議長 続いて、議案第6号 「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
- 議長 番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
- 事務局 番号1番、届出地、[REDACTED]田、362平方メートル。同じく[REDACTED]田、300平方メートル。合計面積662平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。目的、田畠転換。
なお、この案件につきましては既に完了しておりますので、始末書が添付されております。
- 議長 以上でございます。
- 議長 現況調査員の調査報告を求めます。
- 新堀隆委員 1番の新堀です。申請地は、地図の5ページの左側になります。周囲は、自然と住宅の混住した地域であります。田畠転換のために今回の申請に至ったようです。転換後は、そこでサツマイモを作る予定だそうです。
農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置、環境、実現の確実性、計画の実現性などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 菅谷美尚委員 4番、菅谷です。1番について説明いたします。
現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。場所は地図5ページになります。鹿行大橋東交差点を県道18号線鉢田方面に向かい、約2.5キロ地点を左折し、右側になります。田としては面積が小さいため、大型機械での耕作がしづらいということで、畠にしたいとのことです。申請前に土盛りをしてしまったため、始末書添付になっております。よろしくご審議お願いいたします。

議長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を協議どおり同意することにご異議ございませんか。
議長	(異議なしの声あり)
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について	
議長	続きまして、議案第7号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議長	事務局に説明させます。
事務局	申請件数につきましては、5件、合計で15筆、面積5万2,534平方メートルです。利用権の種類でございますが、使用貸借権が1件、賃貸借権が4件でございます。また、内訳につきましては、全て新規となっております。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上でございます。
議長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)

議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第7号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
(議案第8号 農地法第3条第2項第5号による別段面積の設定について)	
議長	続きまして、議案第8号 「農地法第3条第2項第5号による別段面積の設定について」を議題といたします。
議長	事務局に説明させます。
事務局	<p>この件につきましては、農林水産省から、「農地取得における別段の面積の設定の必要性を毎年、検討すること」との通知があり、下限面積を別に設定するかどうかの審議を例年お願ひしております。</p> <p>ご承知のとおり、下限面積要件は農地法第3条の権利取得要件の一つとなっており、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的に、かつ安定的に継続して行われないことが考えられることから、許可後の経営面積が50アール以上にならないと許可ができないとするものです。</p> <p>この下限面積は、地域の実情に合わない場合には、別段面積を定めることができることとなっておりますが、その場合には当該面積未満の農家の割合が、全農家数の40%を下回らないことと農地法施行規則第20条第1項第3号で規定されています。</p> <p>鉢田市においては、50アール未満の農家の割合は低く、設定要件を満たしていないことから、これまでどおり下限面積を50アールとしまして、別段面積を設定する必要はないかと思われます。よろしくご審議のほどお願いいいたします。</p>

議長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。どうでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第7号 農地法第3条第2項第5号による別段面積の設定について、鉢田市においては別段面積を設定しないということでご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議ないものと認め、農地法第3条第2項第5号による別段面積は設定しないことに決定いたします。</p>
(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)	
議長	<p>報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>4件の届出がございました。14筆で、面積は2万7,628平方メートル。合意解約となっています。</p> <p>以上でございます。</p>
(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)	
議長	続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定によ

	<p>る農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>3件の届出がございました。19筆で、面積につきましては合計で1万8,790平方メートルでございます。内容は、相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p>
<p>(報告第3号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について)</p>	
議長	<p>続きまして、報告第3号 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>3件の許可処分を行っています。公売及び競売落札によるものとなっております。 以上でございます。</p>
<p>(報告第4号 農業委員会事務局職員の任免について)</p>	
議長	<p>続きまして、報告第4号 「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>議案書の20ページをお開きください。職員の任免については、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会が行うことと定められており、鉾田市農業委員会事務局処務規程第2条第2項第2号により会長の専決事項となっておりますので、このたびの人事異動による職員の任免について報告</p>

	<p>させていただきます。</p> <p>任命した職員の氏名を申し上げます。</p> <p>事務局長補佐兼農政係長 海老原政之 事務局長補佐（農地担当） 井川 雅晴</p> <p>以上、令和4年4月1日付で辞令を受けています。</p> <p>また、農業委員会旭分室（総務部旭市民センター）。</p> <p>センター長 宮本 三郎 副参事兼センター長補佐 須加野行男</p> <p>並びに農業委員会大洋分室（総務部大洋市民センター）。</p> <p>センター長 吉川 利明</p> <p>以上、両市民センターにつきましては、令和4年4月1日付、併任辞令となっております。</p> <p>続きまして、免じた職員の氏名を申し上げます。</p> <p>農政係長 酒井 浩司</p> <p>令和4年4月1日付で辞令を受けております。</p> <p>また、農業委員会旭分室（総務部旭市民センター）。</p> <p>参事兼センター長 菅谷 吉弘</p> <p>令和4年3月31日付で併任を解いております。</p> <p>同じく</p> <p>センター長補佐 方波見和代</p> <p>令和4年4月1日付で併任を解いております。</p> <p>並びに農業委員会大洋分室（総務部大洋市民センター）。</p> <p>参事兼センター長 高野 克男</p> <p>令和4年3月31日付で併任を解いております。</p> <p>以上で報告とさせていただきます。</p>
議 長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議 長	続きまして、そのほかについて何かありましたらお願ひいたします。
大貫修一委員	19番、大貫です。私はこのたび3期目になるのですけれども、1期目のときは入ったときに歓迎会がありまして、職員の送別会などが夏もあったのですけれども、冬は忘年会とか、いろいろと集まってみんな懇親を重ねて、その人柄とか、そういうのが分かったのですけれども、前回はコロナであまり皆さんとお会いする機会もなく、3年間終わってしまって、3年間、農業委員さんとしても一つも話をしなかった人もいる状態なのですけれども、コロナも収まってきたので、このたび皆さんと懇親を持つために歓迎会を持ちたい

	思いますので、どうでしょうか。
議長	今大貫委員から提案のあったことでございますけれども、皆様のご意見はありますでしょうか。 はい。
菅谷美尚委員	すみません。4番、菅谷です。今鉢田市でかなりコロナの感染者が増えている状態だと思うのです。ここへ来て、歓迎会とかそういうのは物すごくいいことなのですけれども、もう少し様子を見てからということにしてもらったほうがあがりがたいと思うのですけれども、どんなものでしょうか。
議長	そういった意見がありますけれども、皆さんどうでしょうか。
小沼正委員	今の菅谷さんの意見に賛成でございます。非常に鉢田市、現在毎日新聞記事を読みますと、10名とか20名とかすごい人数で増えています。今何かあつたら大変なことになりますので、自粛ムードで市役所のほうもやっていると思います。ですので、菅谷さんの意見に賛成でございます。
議長	どうでしょうか。そのほかの意見はありますでしょうか。今大貫委員のほうからやったほうがいいという、交流を図るためにやったほうが、親睦を図ってやったほうがいいというのと、コロナが収まってから、それともこのまま少し様子を見てやったほうがいいというのと意見が分かれたような感じですけれども、どうでございましょうか。 はい、どうぞ。
森作秀裕委員	10番、森作です。やることを前提に考えていただきたいなと思います。それは、コロナの状況を見ながらということでお願いしたいと思います。
議長	今10番の意見がありましたけれども、やることを前提に考えておいたほうがいいという意見も出てきましたけれども、どうでしょうか、皆さんはそのほかにどういった意見があるでしょうか。
山口正重委員	16番、山口です。コロナが大変だということなのですけれども、あくまでも限定して、3回ワクチンをして、当日熱がなければ大丈夫なのかな。あとは、小さいところではなくて、大きなところでやれば、こうして現にここで会議をしているわけだから、大丈夫なのかなとは思いますが。先ほど10番の森作さんが言ったように、や

	はり方法を検討して、また緊急事態が出たらば中止にするという方向でいいのではないかと思います。
議長	どうでしょうか、そのほかの意見。
宇佐見達夫委員	3番、宇佐見です。前回の送別会とか、そういうのは鉢田市の農業委員会としてはやらないで、有志的な感じでやったのですけれども、現状鉢田市の農業委員会として開催が可能なのか、もしやる場合は有志的な感じにしたほうがいいのか。
事務局	では、事務局からなのですが、現時点ではちょっと難しいと思います。この時期ですので、歓迎会とかを通常であればやるところなのですが、いずれの課においても歓迎会等を開催していない状況でございます。 以上です。
議長	はい。
坪沼美知子委員	2番、坪沼です。今各委員さん、また事務局長さんのほうからご報告があったように、現時点としてはやはり鉢田市としても歓迎会をするということは、歓迎会をすれば、この農業委員だけではなくて、事務局職員も合同になりますので、やはり職員さんたちも自粛している中ですので、絶対やらないとかではなくて、やっぱり状況判断の上で実施をするのであればしたほうがいいと思いますので、皆さんのが快くできるような時期になつたらば再度検討して、どうするかということを決めればいいのではないかと思います。
議長	どうでしょうか、皆さん。今最後に坪沼委員のほうからそういった意見がありますが、それはやはり周りの状況を見ながら、様子を見ていただいて、それでどこでもやるような感じであればやる。それとも、それまでは自粛するような形がいいか。それとも、やはり気をつけながらやったほうがいいとか、またやらないほうがいいとか、これ大体3つ意見が出ていますけれども、私はどっちといわず宴会が好きなほうなのだけれども、それでもやはり鉢田市の農業委員会という名前の下にやることになつてしまうと、これ広報ばかりでなく、新聞にも載ってしまうので、そうなると非常に私も困りますので、これは周りのやはり状況を見てからのほうがいいのかなと私は思います。皆さんの意見はどうでしょうか。 はい、どうぞ。
関根薰委員	17番、関根です。民生委員のほうは7月にやっぱり1泊2日の

	<p>旅行で研修旅行のやつ、コロナも落ち着くだろうと。確かに坪沼さんが言ったように、状況を見てというのは大切なことだと思うのですけれども、やる方向で見きわめして、ここというときに確かに大きい広場で、広場というか、室内空間が取れるようなところでやつたらいいのではないかなと思います。</p>
議長	<p>どうでしょうか、皆さん。やはり今言った意見が一番今のところ適切ではないかなと私も思うのですが。市のほうでは駄目だというのに、農業委員会でやってしまって出てしまっても、これ非常に皆さんも困るし、農業委員会も困ってしまうし、全国的に困ってしまうものだから。</p> <p>ただ、言われるのは、去年はコロナがあって、会長会議を茨城県でやったのだけれども、やはり書面決議が結構多かったのです。でも、5月はやっぱり第1回の会長会議が水戸の式場であって、茨城県の事務局並びに会長と、あと県の農業会議所の会長から来てやるということで、やはりこれも間隔を空けてやるというのですけれども、そこらのところで何もなければ、そういう下にだんだん広まってきて、宴会のほうもいいのかな。宴会といったらばおかしいかもしないけれども、歓迎会を開催できればいいかなと思うけれども、今の現時点ではちょっとやはり少し見合わせたほうが私もいいと思いますので、その意見はどうでしょうか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	では、そういうことで。
	(会長に委任しますの声あり)
議長	<p>ありがとうございます。やはり本当に皆さん、その地区を代表して来ている方でございますので、やはり一番最初に農業委員会でコロナが出たということになると、マスコミも多いに喜びますので、そういうマスコミを喜ばせないためにも、周りの状況を見ながら、このまま少し様子を見ていただいて、それで適切な時期が来たらば開催したいと思いますが、それでよろしゅうございますか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	<p>では、そういうことで。 あと、どうぞ。お願いします。</p>
箕輪美代子委員	23番、箕輪です。確認なのですけれども、総会前に話がありま

	した申合せ事項で、3条で農地を取得した後の転用、これ取得した後、1作作らなくても大丈夫なのでしょうか。一作も作らず転用しても大丈夫ですか。
議長	事務局。
事務局	<p>基本的には、農業をやるということで3条で取得しています。一作も作らないで転用となると、それは3条自体が許可したこと自体がおかしくなってしまうのかなというところがありますので、基本的には作付をしないでそのままにして、すぐ転用というのは認められないかなというところはあります。3条自体が、こちらで要件が満たしてあると、ちゃんと農作物を作るという要件を満たしているから許可しているわけで、それで一作も作らないで、農作業をしないでそのまま転用というのは、これは認めないと方向でいいのかなと思います。</p> <p>ただ、その1作というのが、タイミング的にどうなのかなというところがあるのですけれども、基本的には農業をやっていたという、地元の農業委員さんがちゃんと農業をやっていたのだけれども、こういう理由でそこも必要になったからということであればいいのではないのかなというところが今回の申合せの改正の趣旨になります。</p>
議長	<p>それというのは、こういう申合せ、事務局から提案があって、私も説明を受けたのは、やはり作物を作ってしまって、だけれども、そこを取得して、例えばの話、サツマイモを置く保管場所がない、ジャガイモを置く保管場所がない、一時的に。その場合に、1年間作物を野ざらしにしてはおけないでしょう。ほかに倉庫を借りておく場合も。だから、そういう緊急だとか、そういう場合に限りとか、やはり農業に何でもかんでも必要で、これは1作作物を1年間待つていては間に合わない。そういう状況の場合に、やっぱり聞き取りや何かで行ったときにそういう説明を受けて、その状況どおりにやっていただければ、それが可能だということの趣旨でございます。</p> <p>例えばそれが逆にそういう虚偽の申請をして、虚偽の答弁をした上で、全然農業に関係ないものを作ってしまった場合には、これは原状復帰ということで、これはもう法廷へ出してもいいくらいの、そういう処罰も受ける可能性もあるわけだ。虚偽だったら。</p> <p>だけれども、そういう農業に関連することに当たっては、緊急性があったら、待てないよ。これは1作待つというのは今の時代に合わないのかなという、そういう観点から、そういう一部申合せを変えたほうがいいということで、国の法律、農林水産省もそういうよ</p>

うな指導も指摘を受けたから、一貫性がないということで。そういうことで改めたということでございます。よろしく。

どうでしょうか。そのほかに何かありましたらば。

はい、事務局のほうからお願ひします。

事務局

すみません。ちょっと事務局のほうからなのですが、前回の研修会のときに活動日誌と活動記録セットというのをお渡ししてあると思います。この間も推進委員の委嘱状交付、研修会のときに、茨城県農業会議所が来てくれたりとか、その後農水省等が開催する会議、これはインターネット、ウェブ上でやっている会議なのですけれども、それでも話があったのですが、必ず毎月総会に出席したり、あとは農地パトロールだと、農地の集積だと、そういうったものが活動しない委員がいないようにすることということが補助金交付の要件に今後なってきます。ですので、厳しいところでは、活動実績がゼロの委員が1人でもいた場合では補助金は出ないというような要件になってきておりますので、活動日誌のほうをよろしくお願ひします。ちょっとしたことでもいいので、近所の人からちょっと何か農地のことで相談を受けたとか、そういうことでも1つの活動ということで記録していただいて結構です。これが多ければ多いほど、本当にうちのほうでも助かりますので、よろしくお願ひします。まめに記録しておいていただければと思います。

それと、あと今回資料の一番下に名簿があったと思います。農業委員の一覧と、それと推進委員の一覧があったと思うのですが、ありましたでしょうか。こちらのほうにつきましては、農業委員は農業委員同士で情報共有等もございます。それと、地元の推進委員との情報共有も必要ですので、推進委員さんのほうにも了解をいただきまして、同じものを今後配付する予定です。もちろん農業委員さんのほうも推進委員さんのほうに配付しますので、よろしくお願ひします。

それと、今日初めて総会で説明等をされた委員さんも多いかと思うのですが、最後皆さん帰られると思うのですけれども、そのときに最後、今日やってみて、ちょっとここを聞きたいとか、何かしらありましたら、おうち帰って電話でもいいのですが、ここで聞けるものについては私どもに聞いていただければお話しできると思いますので、どちらのほうはよろしくお願ひします。

それと、最後に前回から引き続き農業委員をやられていらっしゃる方、慶弔費の積立金を返還しますので、帰り私のところに寄っていただければと。帰り通過していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それと、推進委員から農業委員になられた方、推進委員も慶弔費の返還金がございますので、こちらもお返ししますので、こちらに

	寄っていただければと思います。よろしくお願ひします。 以上です。
議長	その他でまだ何かありましたら、ちょっと疑問なこととか、いろいろ聞きたいことがありましたらお願いいたします。
	(なしの声あり)
議長	では、後でまた疑問な点がありましたら、事務局のほうで帰り寄っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。 事務局のほうもあれですか。
	(なしの声あり)
議長	それでは、議事日程を全て終了しました。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、鉢田市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。
	午後3時40分 閉会
	署名人
	<u>議長（会長）</u>
	<u>3番委員</u>
	<u>4番委員</u>